

組 対 甲 達 第 6 3 号
監 甲 達 第 4 5 号
総 甲 達 第 8 号
少 甲 達 第 4 6 号
生 環 甲 達 第 2 6 号
刑 企 甲 達 第 1 0 4 号
平成 2 2 年 1 2 月 3 日

部 課 署 長 殿

主	00	01	10	160	5年
他	平成23年3月31日まで保存				

石 川 県 警 察 本 部 長

「薬物対策重点強化プラン」の策定及びその推進について（通達）

対号 平成 17 年 3 月 24 日付け組対甲達第 1 号「石川県警察組織犯罪対策要綱の制定について（通達）」

最近の薬物情勢は、年間 1 万人を超える薬物乱用者の検挙が続く中で、著名人や上場企業社員らによる覚せい剤乱用事件の相次ぐ検挙、若年者を中心とする大麻事犯の増加等から、根強い薬物需要と薬物乱用のすそ野の広がりが懸念される。その一方で、覚せい剤密輸事犯の検挙の増加、手口の巧妙化、ルートが多様化、大麻栽培事件の増加による大麻の国内供給への傾斜、インターネット上の薬物密売広告情報の横行等から、薬物の安定供給がうかがわれ、薬物問題は依然として深刻な状況にある。

これまで県警察では、「石川県警察組織犯罪対策要綱」（平成 17 年 3 月 24 日付け組対甲達第 1 号）、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成 20 年 9 月 2 日付け組対乙第 867 号）に基づき、薬物供給の遮断と需要の根絶、薬物乱用を拒絶する社会の形成を重点に、薬物犯罪組織の壊滅と末端乱用者の徹底検挙、薬物乱用防止広報啓発活動の推進等、「取締り」と「対策」を両輪とした薬物対策を推進してきたところ、この度、政府の「薬物乱用防止戦略加速化プラン」の方針を受けて警察庁において「薬物対策重点強化プラン」が策定された。

県警察にあっても、こうした情勢に的確に対応するため、今後関係部門間の連携により特に目的意識を持って重点的に強化すべき施策を選定し、別添の「薬物対策重点強化プラン」（以下「強化プラン」という。）を策定したので、各所属にあつては、引き続き、石川県警察組織犯罪対策要綱等に基づく各種取組みを強力に推進するとともに、管内の薬物情勢を適切に踏まえつつ、下記の事項に留意の上、強化

プランに基づく施策を強力に推進されたい。

記

1 強化プラン重点の選定理由

(1) 薬物乱用を拒絶する気運の醸成

第一次の薬物乱用防止五か年戦略策定の前年（平成9年）以降、覚せい剤乱用者の全検挙人員は4割以上減少し、特に少年を中心とした若年者の減少は相対的に大きい。

これは、取締り強化のほか、薬物乱用防止教室や少年補導活動等を通じた薬物規範意識の醸成が一定の成果を挙げたものと考えられる。

他方で、30歳代以上の社会・公共活動の中核となる年齢層の検挙人員の減少幅は相対的に小さく、また、社会的な影響や地位を有する者の薬物乱用も後を絶たない。加えて、大麻事犯の検挙人員は全年齢層で増加傾向にあり、特に20歳代を中心に、少年、30歳代の者の増加は顕著である。

このような状況から、薬物需要の根絶と薬物乱用を拒絶する社会の形成を図るためには、小・中・高・大学生等から新社会人・新成人まで拡大して取り組んできた薬物乱用防止教室・講習会を引き続き推進することに加え、その対象及び機会をより一層拡大していくことが必要である。また、その目的も、薬物規範意識の醸成に止まらず、社会・公共活動の担い手である県民一人一人が当事者意識を持って薬物乱用防止活動に取り組んでいくという意識と行動を促進し、社会全体に薬物乱用を拒絶する気運を醸成していく必要がある。

(2) いわゆる「運び屋」方式等による薬物密輸事犯への対処

最近の情勢を見ると、暴力団やイラン人・ナイジェリア人等の来日外国人犯罪組織等は、国内外の密輸ブローカーや犯罪組織等と結託して覚せい剤等を調達した上で、組織と比較的つながりの薄い者を国内外でリクルートし、「運び屋」や国際貨物の荷送（受）人等に仕立て、国際航空網の発達等に乗じて第三国経由や地方空港等を利用して密輸を敢行するなど、密輸手口の巧妙化やルートが多様化、更には犯罪のグローバル化が進展している状況が強くうがかえる。これらの「運び屋」等は必ずしも犯行の実相や首謀者等を知悉していないため、一つ一つの事件における被疑者の供述や証拠品等のみでは密輸組織を解明・壊滅することは困難な場合が少なくないことから、次波の密輸を抑止し密輸ルートを遮断するためには、関連情報の集約・分析・共有のほか、通信傍受やCD捜査の活用等捜査手法の高度化を図り、背後にある薬物犯罪組織等を追及していかなければならない。このことは、「運び屋」等が国外で検挙された場合は一層顕著である。

このような状況から、薬物供給遮断のためには、暴力団や来日外国人犯罪組織による薬物密売事犯の取締りの推進に加えて、「運び屋」方式を中心とする最近の密輸情勢の変化への的確な対処が急務となっている。

(3) サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶

インターネットは、アクセスの容易性、情報伝達の迅速性・広域性、当事者の匿名性等から、不特定多数に対する薬物密売を極めて容易にするものであり、

実際、インターネット上の薬物密売広告情報等の通報件数は増加傾向にあるほか、インターネットを利用した密売事犯や末端乱用者の検挙は後を絶たない。

また、インターネットを利用した薬物密売事犯の抑止のためには、密売行為自体の取締りのほか、密売広告の「場」を提供したサイト管理者等に対する刑事責任の追及や警告措置、再発防止のための指導等も重要となる。

さらに、インターネット上の薬物関連情報の中には、大麻種子の販売等それ自体は直ちに違法でなくとも、大麻栽培や所持等の違法行為を助長することとなるものも多数含まれており、これらへの厳正な対応も必要である。

このような状況から、薬物供給の遮断のためには、街頭等における密売事犯の取締りの推進に加えて、薬物対策部門とサイバー犯罪対策部門、情報技術解析部門等の連携を強化し、「取締り」と「対策」の両面から、サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶を推進する必要がある。

(4) 薬物再乱用防止に向けた取組みの強化

覚せい剤事犯に占める再犯者の割合は増加傾向にあり、最近では5～6割で推移している。その一方で、最近では執行猶予を受けた初犯の薬物事犯者の9割以上が保護観察に付されておらず、刑事施設や保護観察所における再乱用防止に関する指導等の対象とならない実態にあることから、こうした状況が再犯者割合増加の背景の一つとして懸念されている。

もとより、薬物事犯者の再乱用防止の取組みは、医療や矯正等の観点から専ら厚生部門や矯正部門が責任を有するものではあるが、これらの取組み如何は、薬物需要の根絶や取締り負担の軽減等につながるという点で、警察としても関心を有すべきものである。加えて、即決裁判手続の対象となるような初犯の薬物事犯者の多くが警察施設に勾留されていることから、こうした機会を活用して、関係機関が実施する薬物再乱用防止対策に必要な協力をする事は、社会資源の有効活用の点でも効率的である。実際、一部の県警察では、県薬務当局及び民間団体が実施する薬物再乱用防止教育事業について未決勾留中の被告人に教示するなど、関係機関の取組みを支援している例も見られる。

このような状況から、薬物需要の根絶のためには、警察として、関係機関・団体と連携して、薬物再乱用防止に向けた取組みを強化する必要は高い。

2 組織の総合力を発揮できる推進体制の確立

強化プランに基づく各施策を効率的・効果的に推進するため、警察本部においては石川県警察組織犯罪対策要綱第3に規定する「石川県警察組織犯罪対策推進本部」の下に、関係部門からなる「薬物対策推進強化部会」（仮称）を設置することとし、警察署にあっては、警察本部に準じた推進体制を確立し、組織の総合力の発揮に努めること。

3 関係機関・団体等との連携の強化

強化プランに基づく各施策を効率的・効果的に推進するため、既設の協議会等を効果的に活用するなどにより関係機関・団体等との連携を一層強化すること。

4 定期報告及び検証

強化プランに基づく各施策の推進状況については、別途定める取組み要領に基

づき、組織犯罪対策課に報告するとともに、必要な検証及び見直しを行うこと。

組織犯罪対策課においては、県下各警察署等からの報告を基に、必要な検証及び見直しを行うとともに、好事例等を周知するなどにより全県下的な取組みの推進を図るものとする。

薬物対策重点強化プラン

【趣旨】

本強化プランは、最近の薬物犯罪情勢の変化や薬物問題に対する政府全体の取組み強化等に的確に対処するため、組織犯罪対策要綱等を補強するものとして、警察において、今後関係部門間の連携により特に目的意識を持って重点的に強化すべき施策を選定したものの。

重点1 薬物乱用を拒絶する気運の醸成

【強化事項】

小・中・高・大学生等や新社会人・新成人に対する薬物乱用防止教室・講習会の実施等薬物乱用防止広報啓発活動の推進に加え、次の事項を強化する。

I 多様なネットワークを活用した薬物規範意識の醸成

- 社会人に対して、暴力団排除関連ネットワーク（例えば企業防衛対策協議会、証券警察連絡協議会、銀行警察連絡協議会等）、防犯関連ネットワーク、交通安全関連ネットワークその他の多様なネットワークを効果的に活用して、薬物乱用防止講習会の実施の拡充を図り、社会全体に薬物乱用を拒絶する気運の醸成を図る。

II 官・民連携による薬物乱用防止活動の推進強化

- 防犯ボランティア等との連携を強化し、薬物乱用防止活動を推進する。
- 企業や事業者団体等への働きかけを強化し、主体的な薬物乱用防止活動の実施、薬物乱用防止活動への積極的な協力・参加を促進する。

重点2 いわゆる「運び屋」方式等による薬物密輸事犯への対処

【強化事項】

暴力団や中国人・イラン人・ナイジェリア人等の来日外国人犯罪組織による組織的な薬物密輸・密売事犯の取締りの推進に加え、以下の事項を強化する。

I 組織の枠を超えた広範な実態解明・内偵捜査の推進

- 暴力団対策部門や国際捜査部門の実態解明班等との情報交換、疑わしい取引の届出情報やその分析結果の活用等により、密輸首謀者や密輸ブローカー、「運び屋」等薬物犯罪組織及びその周辺に対する広範な実態解明を推進する。
- 通信傍受やCD捜査等の活用、関係都道府県間や税関・海上保安庁等関係機関との緊密な情報交換・共（合）同捜査等により、「運び屋」等の背後にいる薬物犯罪組織の解明と摘発を推進する。
- 仕出し国等の多様化に対処するため、外国捜査機関との連携を拡大強化し、情報交換・共同捜査を推進するとともに、国外での「運び屋」等の検挙を端緒とした薬物犯罪組織の追及を図る。

II 県境・国境を越えた密輸関連情報の集約・分析・共有の促進

- 断片情報を含む密輸関連情報を薬物事犯照会業務により管理し、全国的な情報集約・分析を行うとともに、関係都道府県警察間の情報共有を促進する。

- 警察庁において、「来日外国人薬物密売組織情報連絡会議」及び「薬物密輸対策センター情報連絡会議」を定期的に開催するとともに、薬物密輸事犯の捜査指導体制を強化する。

III 「運び屋」方式等による密輸事犯の抑止

- 「運び屋」方式等の薬物密輸事犯を抑止するため、関係機関・事業者と連携し、海外渡航者に対して、「運び屋」等の実態や諸外国等の薬物事犯規制等に関する警告・広報を行う。
- 薬物密輸の地方分散化傾向を踏まえ、関係機関等と連携して、地方空港・港における水際取締体制を強化する。

重点3 サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶

【強化事項】

I 部門の枠を超えた薬物密売事犯及び助長行為等の取締りの強化

- サイバーパトロール、インターネット・ホットラインセンターからの通報等により、インターネット上の薬物関連違法情報の収集強化を図る。
- 薬物対策部門とサイバー犯罪対策部門、情報技術解析部門等との連携を強化するとともに、譲受け捜査等効果的な捜査手法を活用するなどにより、インターネットを利用した薬物事犯の取締りを推進する。
- 薬物密売関連情報を掲載するサイトの管理者に対する薬物密売罪や広告罪、これらの罪の幫助等の適用のほか、大麻種子の購入者・販売者に対する不正栽培罪・同罪の幫助等の適用等、薬物密売・乱用をインターネット上で助長する行為の取締りに努める。

II 官・民連携によるサイト管理者等に対する対策の強化

- 薬物関連違法情報について、サイバー犯罪対策部門やインターネット・ホットラインセンター等を通じて削除要請等を徹底する。特に、インターネットを利用した薬物事犯を検挙した場合は、利用に係るサイトの管理者等に対して警告及び再発防止指導等を行う。
- 薬物関連有害情報等について、サイバー犯罪対策部門やインターネット・ホットラインセンター等を通じて削除要請等を推進する。

重点4 薬物再乱用防止に向けた取組みの強化

【強化事項】

- 薬物事犯者で即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対し、未決勾留期間中にパンフレット等を配付・貸与するなどにより、薬物再乱用防止対策に関する情報を提供する。
- 薬務部門、民間団体等に対する働きかけを強化し、関係機関・団体による薬物再乱用防止教育に関する取組みを促進する。
- 未決拘禁段階からの薬物再乱用防止対策について、関係府省庁と積極的に検討する。